

お知らせ

共助のまちづくり補助金

町内会の行事の縮小や加入者の減少といった問題に対処するため、町内会が実施する会の持続や活動の活発化に向けた自主的な取り組みを支援します。

対象事業

- 町内会が実施する事業で、新規または拡充となるもの
 - ①コミュニティ推進事業
 - 町内会のコミュニティづくりの推進または役員などの担い手不足解消のための事業
 - 〈例〉子どもや高齢者など地域でのつながりを築くイベントの開催 など
 - ②加入促進事業
 - 町内会加入者を増やすための対策事業
 - 〈例〉町内会を周知するためのホームページやSNSの開設、チラシの制作、交流会の開催 など
 - ③協力・連携事業
 - 単独での行事などの実施が難しくなっている町内会が近隣の町内会と協力・連携して行う新たな交流事業
 - 〈例〉これまで単独で実施していたイベントを複数の町内会で合同実施 など
 - ④合併事業
 - 町内会の合併に向けて取り組む事業
 - 〈例〉合併の打ち合わせや会議、合併に伴い必要となる新たな備品や物品の整備 など

補助金額など

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額	同一事業に対する補助の回数
コミュニティ推進事業	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費	10万円	5回まで
加入促進事業	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費	10万円	5回まで
協力・連携事業	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費	町内会数×5万円+20万円 (上限60万円)	3回まで
合併事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費	町内会数×5万円+5万円	2回まで

※ 1つの町内会が同じ年度内にこの補助金を重複して受けることはできません。ただし、「協力・連携事業」と「合併事業」のメニューは、補助金を算定する際の町内会数からその町内会を除いた場合、申請することができます。

申請方法

申請書に必要書類を添えてまちづくり推進課へ提出してください。
 申請書は、まちづくり推進課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

問 まちづくり推進課 (内線312)

お知らせ

外国人相談窓口を開設しました

4月から外国人市民の皆さんが、生活のことで分からないこと、困っていることを相談できる窓口サービスを始めました。生活に関する相談や情報提供を行います。
 窓口には英語、フィリピン語が話せる相談員がいます。お気軽にご相談ください。

相談窓口
 月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
 土岐市役所 まちづくり推進課内

市役所からの手紙が読めない...どこに相談するの??

問 まちづくり推進課 (内線311)